



宮 崎 県

て き え ん

適塩

応援企業等

募集中

◆令和7年度の登録申込み期限◆

12月5日(金)まで

登録申込みの詳しい情報は ウラ面をご覧ください

たくさんのご協力ありがとうございます

令和5年度・令和6年度 登録企業等

「適塩応援企業等」とは・・・?

県民の皆さまに向けて、普段の生活の中で、適切な量の塩分摂取(=適塩)につなげていただくための取組を県と連携して行う企業・団体等のことです。

登録のメリット

県庁HP等で広報

県民の健康づくりに貢献

企業等のイメージアップ

登録マークや県作成資材の提供

▼ 宮崎県適塩応援企業等登録マーク ▼

宮崎県の適塩応援企業等の目印です。
「宮崎県適塩応援企業等」の登録条件を満たした企業には、「宮崎県適塩応援企業等登録マーク」を交付いたします。



てきえん犬



野崎漬物株式会社



ヤマエ食品工業株式会社



Aコープ清武店



まつの西池店



山形屋ショッピングプラザ平和台店



キムラ漬物宮崎工業株式会社



ミツイシ株式会社



Aコープ佐土原店



まつのアミュプラザみやざき店



宮崎県国民健康保険団体連合会



道本食品株式会社



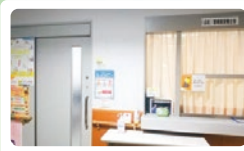
株式会社加藤えのき



Aコープ田野店



山形屋ストア生目台カリヨン店



公益社団法人 宮崎県栄養士会



ケンコー食品工業株式会社



Aコープ神宮店



まつの大塚店



山形屋ショッピングプラザ大塚店



宮崎市(宮崎市保健所)



社会福祉法人興愛会 あさひの里



Aコープ木花店



まつの恒久店



山形屋ストア小松台ハイランド店



学校法人南九州学園 南九州大学

登録条件

(県内に本社又は支店等が所在する企業等に限る)

食品製造・販売企業の方

①は必須、かつ②～④のいずれかに取り組んでいること。

必須

- ☐ ① 成人の食塩摂取量の目標値の情報発信
(男性 7.5g 未満、女性 6.5g 未満：日本人の食事摂取基準 2025年版より)

いずれか1つに取り組む

- ☐ ② 食品表示法に準じた栄養成分表示以外にも、食塩相当量を消費者に分かりやすい単位で、広く情報発信している
例)・1食当たり(食品の1食当たり数量も示すこと)・1個(1粒、1切れ)当たり
・大さじ1杯や小さじ1杯当たりなど
- ☐ ③ 商品(自社商品含む)を活用したレシピ等での食塩相当量の情報発信
- ☐ ④ その他、上記②・③以外で、県民が普段の生活の中で適切な量の塩分摂取につなげるための取組で、県が認めるもの
例)・減塩商品の開発、減塩商品の利用促進・県事業への協力(啓発物の掲出等)

食品製造・販売業者の方

▼ 登録申込み ▼



食品製造・販売企業以外

①は必須、かつ②、③のいずれかに取り組んでいること。

必須

- ☐ ① 成人の食塩摂取量の目標値の情報発信
(男性 7.5g 未満、女性 6.5g 未満：日本人の食事摂取基準 2025年版より)

どちらかに取り組む

- ☐ ② 既存メニューや開発したレシピ等の食塩相当量の情報発信
- ☐ ③ その他、各企業等の特色に応じ、県民が普段の生活の中で適切な量の塩分摂取につなげるための取組で、県が認めるもの
例) 企業：適塩の工夫に関する情報発信/メディア：連載記事等/教育機関：研究等/行政：適塩の情報発信・健康教育、県事業への協力等

食品製造・販売業者以外の方

▼ 登録申込み ▼



登録までの流れ

申込みの事前準備

- ◆ 登録条件の確認
- ◆ 取組内容が分かる画像の準備
又は、取組内容が分かるHP等のURLの確認 ※
- ◆ 県庁HP等に掲載する企業外観の画像の準備 ※

※ 画像やURLは申込みフォーム入力の際に必要となります

申込み

上記該当の
「登録申込み」
二次元コードから
お申込みください

申込み内容の確認(県)

登録の通知
登録マークの交付



「減塩商品」の調査について

減塩商品を製造している食品製造・販売企業の皆様は、減塩商品の情報についてもご回答ください。

お答えいただいた減塩商品についても、広く周知・広報を行う予定です。

◆ 減塩商品の定義 事前に食品表示基準の規定を満たしているかご確認ください

【低い旨の表示】・・・「塩分控えめ」など

食品100gあたりのナトリウム量が、120mg以下であること

【低減された旨の表示】・・・「〇%減塩」「食塩〇%カット」など

- ・食品100gあたりのナトリウム量が、比較対象商品と比べ120mg以上減少していること
- ・比較対象商品を具体的に表示していること

(例：「自社従来品〇〇〇」「日本食品成分表〇〇〇年版(〇訂)〇〇〇」など)

- ・比較対象食品に比べ、どのくらい低減されたか(量又は割合)※を表示していること
- ・比較対象食品に比べ、ナトリウムの低減割合(相対差)が25%以上であること

※みそは15%以上、しょうゆは20%以上



宮崎県 適塩応援企業等
募集案内ページ



◆ お問い合わせ ◆

宮崎県
福祉保健部 健康増進課
健康づくり 歯科保健担当

TEL 0985-26-7078 FAX 0985-26-7336
E-mail kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp